■神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後

神戸市消費生活条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、神戸市消費生活条例(平成17年4月条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(欠陥商品等に係る情報提供)

第3条 [略]

- 2 [略]
- 3 市長は、条例第11条第3項に規定 する情報を提供するに当たり、必要 があると認めるときは、神戸市消費 生活審議会(以下「審議会」という。) の意見を聴くものとする。

4 [略]

第 4 条 [略]

改正前

神戸市民のくらしをまもる条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、神戸市民のくらしをまもる条例(平成17年4月条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の商品又は役務に係る必要な措置)

第3条 条例第10条第2項に規定する 措置は、別表第1左欄に掲げる事業 者による同表右欄に掲げる措置とす る。

(欠陥商品等に係る情報提供)

第 4 条 [略]

- 2 [略]
- 3 市長は、条例第11条第3項に規定 する情報を提供するに当たり、必要 があると認めるときは、神戸市消費 者苦情処理審議会(以下「苦情処理審 議会」という。)の意見を聴くものと する。
- 4 [略]

第 5 条 [略]

(商品の表示事項)

第6条 条例第17条第1項の規則で定 める必要な事項は、別表第2(事業者 が商品と役務とを併せて提供する場 合(次条及び第8条において「特定場 合」という。)にあっては、別表第4) のとおりとする。

(役務の表示事項)

第7条 条例第17条第2項の規則で定 める事業者、役務及び必要な事項は、 別表第3(特定場合にあっては、別表 第4)のとおりとする。

(商品及び役務の表示の方法等)

第8条 条例第17条第3項の規則で定 める表示の方法その他表示に際して 事業者が遵守すべき事項は、商品を 提供する場合(特定場合を除く。)に あっては別表第2、役務を提供する 場合(特定場合を除く。)にあっては 別表第3、特定場合にあっては別表 第4のとおりとする。

(単位価格表示)_

- 第9条 条例第18条第2項の規則で定 める事業者は、次に掲げるものとす る。
 - (1) 売場面積が300平方メートル以上の店舗において小売業を営んでいる者

- (2) 消費生活協同組合法(昭和23年 法律第200号)に基づき設立された 消費生活協同組合
- 2 条例第18条第2項の規則で定める 商品及び基準量は、別表第5のとお りとする。
- 3 条例第18条第2項の規定による基準量当たりの価格の表示は、有効数字の4けた目を四捨五入することによる3けたの有効数字により、並びに消費者の見やすい方法により、及び見やすい箇所に行うものとする。
 (役務料金の表示)
- 第10条 条例第18条第3項の規則で定 める事業者及び役務は、別表第6の とおりとする。
- 2 条例第18条第3項の規定による表示は、日本産業規格Z8305に規定する 42ポイント以上の大きさの文字及び 数字を用いたものであって、統一の とれたものとする。

(保証表示)

- 第11条 条例第20条の規則で定める商品は、別表第7に掲げるものとする。
- 2 条例第20条の規則で定める事項 は、別表第8に掲げるものとする。
- 3 条例第20条の規定による表示は、 保証書の提示及びその内容の説明に

より行うものとする。

(金銭消費貸借契約書等の交付)

- 第12条 条例第21条第1項の金融業を 営む事業者(以下この条において単 に「事業者」という。)は、次に掲げ る者とする。
 - (1)銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行
 - (2) 信用金庫法(昭和26年法律第238 号)第2条に規定する信用金庫及び 信用金庫連合会
 - (3) 労働金庫法(昭和28年法律第227 号)第3条に規定する労働金庫及び 労働金庫連合会
 - (4) 中小企業等協同組合法(昭和24 年法律第181号)第3条第2号に規 定する信用協同組合及び同条第3 号に規定する協同組合連合会
 - (5) 農業協同組合法(昭和22年法律 第132号)第5条に規定する農業協 同組合及び農業協同組合連合会
 - (6) 水産業協同組合法(昭和23年法 律第242号)第2条に規定する漁業 協同組合及び漁業協同組合連合会
 - (7) 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)第1条に規 定する株式会社日本政策金融公庫
 - (8) 保険業法 (平成7年法律第105

- <u>号)第2条第2項に規定する保険会</u> 社
- 2 条例第21条第1項の規定による交付は、次に掲げる融資以外の融資について行うものとする。
 - (1) 消費者の当該事業者に対して持 つ預金債権その他これに類する権 利を担保とする融資
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)第12条第 1項第12号及び第13号に規定する 貸付け並びに沖縄振興開発金融公 庫法(昭和47年法律第31号)第19条 第1項第2号の規定による恩給等 (国民生活金融公庫が行う恩給担 保金融に関する法律(昭和29年法律 第91号)第2条第1項に規定する恩 給等をいう。)を担保とする小口の 資金の貸付け
 - (3) 現金自動支払機、現金自動預払 機その他これらに類する機械によ る融資
- 3 条例第21条第1項の規定により交付する書面(以下「金銭消費貸借契約書等」という。)は、次に掲げる項目が記載されたものとする。
 - (1) 貸付金額
 - (2) 貸付年月日

- (3) 元金の返済期日
- (4) 年利
- (5) 利息の支払方法及び支払期日
- (6) 違約金
- (7) 前各号に掲げるもののほか、基 本的な契約条項
- 4 条例第21条第1項の規定による交 付は、当該契約の内容を消費者に説 <u>明して行うものとする。</u>

(受取書等交付の省略)

- 第13条 条例第21条第2項ただし書の 規則で定める場合は、次に掲げる弁 済を受けた場合とする。
 - (1) 振込みによる弁済
 - (2) 振替による弁済
 - (3) 給与明細書その他の書面で弁済 が確認できる場合における給与か らの引去りによる弁済

(不当な取引行為)

第5条 条例第21条第1項及び第2項 の規則で定める行為は、別表に掲げ る行為とする。

(不当な取引行為)

- 2 市長は、消費者からの申出に基づ き、別表に掲げる行為に該当するか どうかの判定を行うものとする。
- 3 市長は、前項の判定を行うに当た 3 市長は、前項の判定を行うに当た り、必要があると認めるときは、審議 |

- 第14条 条例第23条第1項及び第2項 の規則で定める行為は、別表第9に 掲げる行為とする。
- 2 市長は、消費者からの申出に基づ き、別表第9に掲げる行為に該当す るかどうかの判定を行うものとす る。
 - り、必要があると認めるときは、<u>苦情</u>

会の意見を聴くものとする。

(不当な約款)

- 第6条 市長は、消費者からの申出に 基づき、条例<u>第22条</u>に規定する約款 に該当するかどうかの判定を行うも のとする。
- 2 市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、<u>審議</u> 会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為等の是正の指導)

- 第7条 条例第23条第2項に規定する 指導は、次に掲げる事項を記載した文 書又は口頭により行うものとする。
 - (1) 違反を是正するために必要な措置を講じるよう指導する旨
 - (2) 違反の内容
- 2 「略]

(不当な取引行為等の是正の勧告)

- 第8条 条例第23条第2項に規定する 勧告は、<u>次に掲げる事項を記載した</u>文 書で行うものとする。
 - (1) 違反を是正するために必要な措置を講じるよう勧告する旨
 - (2) 違反の内容
- 2 [略]

<u>処理審議会</u>の意見を聴くものとする。

(不当な約款)

- 第15条 市長は、消費者からの申出に 基づき、条例<u>第24条</u>に規定する約款 に該当するかどうかの判定を行うも のとする。
- 2 市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、<u>苦情</u> <u>処理審議会</u>の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為等の是正の指導)

第16条 条例第25条第2項に規定する 指導は、<u>様式第1号による</u>文書又は 口頭により行うものとする。

2 「略]

(不当な取引行為等の是正の勧告)

第17条 条例<u>第25条</u>第2項に規定する 勧告は、<u>様式第2号による</u>文書で行 うものとする。

2 [略]

(不当な取引行為等に係る公表)

- 第9条 市長は、条例第23条第3項の 規定による公表を行おうとするとき は、あらかじめ、その理由を当該事業 者に通知するとともに、意見を述べ る機会を与えなければならない。た だし、当該事業者が正当な理由なく 意見の聴取に応じないとき、又は当 該事業者の所在が不明であるとき は、この限りでない。
- 2 市長は、条例<u>第23条</u>第3項に規定 する公表を行うに当たり、必要があ ると認めるときは、<u>審議会</u>の意見を 聴くものとする。

(不当な取引行為等に係る公表)

- 第18条 市長は、条例第25条第3項の 規定による公表を行おうとするとき は、あらかじめ、その理由を当該事業 者に通知するとともに、意見を述べ る機会を与えなければならない。た だし、当該事業者が正当な理由なく 意見の聴取に応じないとき、又は当 該事業者の所在が不明であるとき は、この限りでない。
- 2 市長は、条例<u>第25条</u>第3項に規定 する公表を行うに当たり、必要があ ると認めるときは、<u>苦情処理審議会</u> の意見を聴くものとする。
- 3 条例第25条第3項の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く市民に周知できる方法により行うものとする。

(過大包装の基準)

- 第19条 条例第26条第2項の過大包装 の基準は、次の各号のいずれかに該 当する消費者包装とする。
 - (1) 内容品以外の空間容積が必要以 上に大きなもの
 - (2) 内容品の価格に比べて必要以上 に包装経費をかけているもの
 - (3) 内容品の名称、量目、価格、使用方法、性状その他これらに類する

(あっせん又は調停の通知)

第10条 市長は、条例第25条第1項の 規定により審議会のあっせん又は調 停に付したときは、その旨を当該苦 情の申出者及びその相手方となる事 業者に通知するものとする。

(情報提供)

第11条 条例第31条に規定する必要があると認めるときは、次に掲げるときとする。

事項について消費者の商品選択に 資するための適切な表示又は説明 のないもの

- (4) 商品の無理な詰合せ又は抱合せをしているため必要以上に大きくなっているもの
- (5) 明らかに二次使用を偽装したも<u>の</u>

(過大包装の判定)

- 第20条 市長は、消費者からの申出に 基づき、条例第26条第1項の過大包 装に該当するかどうかの判定を行う ものとする。
- 2市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、苦情処理審議会の意見を聴くものとする。

(あっせん又は調停の通知)

第21条 市長は、条例第32条第1項の 規定により<u>苦情処理審議会</u>のあっせ ん又は調停に付したときは、その旨 を当該苦情の申出者及びその相手方 となる事業者に通知するものとす る。

(情報提供)

第22条 条例第37条に規定する必要があると認めるときは、次に掲げるときなる。

 $(1) \sim (5)$ 「略]

 条例<u>第31条</u>に規定する必要な情報 は、次に掲げるものとする。

 $(1) \sim (4)$ 「略]

3 <u>第3条</u>第3項及び第4項の規定 は、条例<u>第31条</u>の規定による情報の 提供について準用する。

第12条 条例第13条第2項及び第3 項、条例第20条第2項、条例第23条第 3項並びに条例第26条の規定による 公表は、インターネットの利用その 他の広く市民に周知できる方法によ り行うものとする。

第13条 [略]

 $(1) \sim (5)$ 「略]

2 条例<u>第37条</u>に規定する必要な情報 は、次に掲げるものとする。

 $(1) \sim (4)$ 「略]

3 <u>第4条</u>第3項及び第4項の規定 は、条例<u>第37条</u>の規定による情報の 提供について準用する。

(重要物資の指定等)

第23条 市長は、条例第46条の規定に よる指定をしたときは、その旨を告 示するものとする。当該指定を解除 したときも、同様とする。

(立入検査)

第24条 条例第48条第2項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 前項の証明書は、様式によるものとする。

第25条 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び 第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
	別表第1 (第3条関係)	
	事業者 条例第10条第2項に規定する措置	
	クリーニ(1) 石油系溶剤でドライクリーニングをした洗濯物については、取扱	上の注
	ング業法 意として、次に掲げる例に準じて表示すること。	
	(昭和25	
	年 法 律 第 ドライクリーニング溶剤が残って皮膚障害を起こすこともあります	ので、
	207号)第 お持ち帰りの後は、必ず袋から出して、風通しのよい日陰で乾燥し、	
	2 条 第 2 おいて着てください。	
	項 に 規 定	
	する営業 (2) 前号の取扱上の注意は、洗濯物に返却用の包装をする場合は、ラ	ベルマ
	1	
	他の見やすい箇所に表示するとともに、消費者に口頭で説明するこ	
	(3) 前号の規定による表示は、包装にラベルで表示するものについて	
	産業規格28305に規定する8ポイント以上、包装に印刷で表示するも	
	上 に	
	については日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさ	
	及び数字とすること。	- / 1
		色とす
	ること。	/
	別表第2(第6条関係)	
	商品名 適 正 に表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項	
	表示し	
	なけれ	
	ばなら	
	ない必	
	要な事	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

難燃の表	材	の	 ついては、次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。
示を付し	性	質	
ている繊	及	び	素材に防炎加工を施したものですので、洗濯によって防炎の
維製品(消	洗	濯	
防法(昭和	に	ょ	
23 年 法 律	ŋ	防	素材自体が難燃性のものですので、洗濯によって難燃の効果を
第186号)	炎	又	 低下することはありません。
第 8 条 の	は	難	
3 第 2 項	燃	の	 (2) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。
の 規 定 に	効	果	
よる表示	に	与	引火したら素早く火元から離すこと。
を付して	え	る	
いるもの	影響	<u></u>	 (3) 縫い付けラベル又は下げ札により、本体の見やすい箇所に
を除く。)	(2)	使	又は難燃の表示及び前2号の表示をすること。
	用	上	
	の	注	
	意		
給湯器	※ 使	用	(1) 使用上の注意は、次のいずれかに掲げる例に準じて表示する
	上	Ø	と。
	注意	意	
			飲まないように
			最初に出るコップ〇杯程度の水は、飲用に適しません。
			飲まないように
			最初の〇秒間に出る水は、飲用に適しません。
			(2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書
			前号の表示をすること。
オーブン	※ 使	用	(1) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。
(レンジ	1		

機能を備	注意	
えたもの		水をかけないように
を含む。)		使用中前面のガラスに水がかかると割れるおそれがありますの
及びレン		で、水がかからないようにしてください。
ジ		
		(2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書
		前号の表示をすること。
こんろ	※ 使	用(1) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。
	上	\mathcal{D}
	注意	火をつけたまま離れたり、外出、就寝をしないこと。
		料理中のものが焦げたり、燃えたりするなど、火災の原因にな
		ります。特に天ぷらその他の揚げ物をしているときは、注意して
		ください。
		(2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書
		前号の表示をすること。
ストーブ	※ 使	用(1) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。
	上	\mathcal{D}
	注意	カーテン、寝具その他の燃えやすいものの近くで使用しないこ
		と。
		火災の原因になります。
		就寝中又は外出中に使用しないこと。
		(2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書
		前号の表示をすること。
食品包装	(1)	
K III L A		
用ラップ	名	
		原 耐熱温度〇〇度、耐冷温度〇〇度

(2) 使用用途又は使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示する 保存調理 名 等に使用(3) 添しこと。 される気加物 |密性、耐水||名|||電子レンジに使用できます。 性、耐油(4) 耐 油性の強い食品を直接包んで電子レンジに入れないでください 性、密着性 熱 温||(使用上の注意の場合)。 等の性質 度 及 ▶を有する び 耐(3) 寸法は、次に掲げる例に準じて表示すること。 合成樹脂 冷 温 の薄膜で度 幅○○センチメートル、長さ○○メートル 紙 管 等 に (5) 使 巻かれた 用 用 (4) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。 ものであ 途 又 って、家庭 は ※ 用のもの使用 をいう。) 上の 注意 (6) 寸 ■ポリ袋(ポ|使 用 用|(1) 使用用途は、次に掲げる例に準じて表示すること。 リオレフ途 ィン系又 食品包装に使用できます。 はポリ塩 化ビニル |(2) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。 系のフィ ルムを製 袋したも のであっ て、家庭用

いう。)						
プレミ	ッ使 用 上	(1) 使	用上の	注意は、	開封後の取扱方法、調理方法等を表示	する
クス類(ク	小の注意	と。				
麦粉に粉	唐	(2) 容	器又は	包装の見	やすい箇所に表示すること。	
類、油脂						
粉乳、卵	Ī					
粉、膨引	長					
剤、食塩						
香料等の	り					
全部又》	す					
一部を注	毘					
合して	到					
造したス	t					
ットケー	_					
キミック	ク					
ス、天ぷり	ò					
粉その個	也.					
これらし	2					
類する詩	周					
製粉では	あ					
って、容器	岩					
に入れ、	又					
は包装し						
たものを	产					
いう。)						
つくだれ	煮使 用 上	(1) 使	用上の	注意は、	開封後の取扱方法等を表示すること。	
類(しょう	の注意	(2) 容:	器又は	包装の見	やすい箇所に表示すること。	
ゆ、砂糖さ	2					
の他の調	周					
味料を力	70					

えて煮し めた水産 品、農産畜 産品その 他の類似 品(でんぶ 及びそぼ ろ煮を含 む。)であ って、容器 に入れ、又 は包装し たものを いう。)及 び煮豆(大 豆、金時 豆、うずら 豆その他 の豆を主 原料とし て砂糖そ の他の調 味料を加 えて煮し めたもの であって、 容器に入 れ、又は包 装したも のをい

う。)	
調理冷凍(1)	原(1) 原材料の配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられ
食品(製造 材	料 た製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセント
し、若しくの	配 で明記して表示すること。ただし、内容量を数量で表示する製品に
は調理し、合	割あっては、その表示を省略することができる。
又は加工合	(2) 使用方法は、解凍方法、調理方法等を表示すること。
した食品(2)	使(3) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。
を凍結し用	方
たもの(調 法	
理冷凍食	
品品質表	
示基準(平	
成 12 年 農	
林水産省	
告 示 第	
1676号)第	
2条の表	
に規定す	
る冷凍魚	
フライ、冷	
凍えびフ	
ライ、冷凍	
いかフラ	
イ、冷凍か	
きフライ、	
冷凍コロ	
ッケ、冷凍	
カツレツ、	
冷凍しゅ	
うまい、冷	

凍ぎょう	
ざ、冷凍春	
巻、冷凍ハ	
ンバーグステーキ、	
冷凍ミー	
トボール、	
冷凍フィ	
ッシュハ	
ンバーグ、	
冷凍フィ	
ッシュボ	
ール、冷凍	
米 飯 類 及	
び冷凍め	
ん類を除	
く。)であ	
って、容器	
に入れ、又	
は包装し	
たものを	
いう。)	
焼肉のた使用上	(1) 使用上の注意は、開封後なるべく早く使用する必要がある旨等
れ類(しょの注意	を表示すること。
うゆ、み	(2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。
そ、果実、	
野菜類等	
を主原料	
に糖類、香	
辛料、調味	

料、アルコ	
ール、油	
料、アルコ ール、油 脂、ごま、 食酢、食塩	
食酢、食塩	
等を加え	
て調製し	
たもので、	
肉の漬け	
込み、素焼	
き、フライ	
パン焼き、	
鉄 板 焼 き	
等主に肉	
の調味料	
として利	
として利 用される ものであ	
ものであ	
って、容器	
に入れ、又	
は包装し	
たものを	
いう。)	
カット野調製月	(1) 調製月日又は加工月日は、消費者が購入する商品として調製又
菜及びカ日又は	は加工を完了した月日をいい、次のいずれかに掲げる例に準じて表
ットフル加工月	示すること。
ーツ(1種日	
類又は数	調製月日(加工月日)〇月〇日
種類の野	
菜又は果	〇. 〇調製(加工)
実を小さ	

く切り、そ	(2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること
の他食べ	
やすく調	
製又は加	
工を行っ	
たもので	
あって、容	
器に入れ、	
若しくは	
包装し、又	
は適宜の	
選択によ	
り容器に	
入れ、若し	
くは包装	
するもの	
をいう。)	
医薬部外(1)	※ (1) 異常が生じたときの注意は、次に掲げる例に準じて表示するこ
品(医薬 異	常と。
品、医療機が	生
器等の品じ	た 異常が生じたときは
質、有効性と	き ○○○○などの異常が生じたときは、直ちに使用を中止し、医
及び安全の	注師の診療を受けてください。
性の確保意	
等に関す(2)	※ (2) ラベル又は印刷で直接の容器又は直接の被包に表示すること。
る法律(昭 身	体 ただし、容器又は被包の表面積が小さいため印刷等が困難であると
和 35 年 法 へ	のきは、市長の指示する方法で表示すること。
律 第 145 危	害
号)第2条 を	防
第2項に止	す

規	定	す	る	Ž	5	た
医	薬	部	外	δ	<i>b</i>	O.
品	(同	項	第	Ī	E	l
1	号	イ	又	V	1	使
は	第	2	号	V	ヾ゙゙゙゙゙	Ī
に	掲	げ	る			
٦	と	が	目			
的	と	さ	れ			
て	١,١	る	ŧ			
0)	及	び	医			
薬	品、	医	療			
機	器	等	0)			
品	質、	有	効			
性	及	び	安			
全	性	0)	確			
保	等	に	関			
す	る	法	律			
第	2	条	第			
2	項	第	3			
号	0)	規	定			
に	基	づ	き			
厚	生	労	働			
大	臣	が	指			
定	す	る	医			
薬	部	外	品			
(平	成	21			
年	厚	生	労			
働	省	告	示			
第	25-	号)	第			
3	号	に	規			

定するものを除			
く。) をい			
う。)	(1)	→	
化粧品(医			(1) 異常が生じたときの注意は、次に掲げる例に準じて表示す。
薬品、医療	供	用	と。
機器等の	化	粧	
品質、有効	ᇤ	以	異常が生じたときは
性及び安	外	0	○○○○などの異常が生じたときは、直ちに使用を中止し、
全性の確	化	粧	師の診療を受けてください。
保等に関	ᇤ	に	
する法律	あ	2	(2) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。
第 2 条 第	てに	ţ,	
3 項に規	*	異	勝手に使わせないように
定する化	常	が	この化粧品は、おもちゃではあません。必ず保護者の監視の
粧品をい	生	じ	とで使用させてください。
う。以下同	た	と	
じ。)	き	0	(3) ラベル又は印刷で直接の容器又は直接の被包に表示するこ
	注意	意	ただし、容器又は被包の表面積が小さいため印刷等が困難であ
	(2)	子	きは、市長の指示する方法で表示すること。
	供	用	
	化	粧	
	品	に	
	あ	2	
	てに	ţ,	
	*	使	
	用	上	
	0)	注	
	意		

薬品、医療の用途 機器等の 品質、有効 性及び安 全性の確 保等に関 する法律 第 2 条 第 2 項に規 定する医 薬部 外品 に 該 当 す る歯磨き (以下「医 薬部外品 歯磨き」と いう。)及 び化粧品 に 該 当 す る歯磨き (以下「化 粧 品 歯 磨 き」とい う。)であ って、内容 量 が 50 グ ラム以上 (液体の

ものにあ

有効性及び安全性の確保等に関する法律第61条第4号に規定する 成分の名称を表示した歯磨き(以下「全成分表示歯磨き」という。) を除く。)にあっては、次により表示すること。

ア 成分の用途は、研磨剤、発泡剤、着色剤、香料その他の薬剤の 名称を用いて表示すること。

- イ アの薬剤の名称の配列は、それぞれの薬剤に含まれている成分 の量の多い順とすること。この場合において、複数の用途を有す る成分があるときは、その成分は、その主要な用途となっている 薬剤に含まれているものとすること。
- ウ アの薬剤の名称に併記して、各薬剤に係る成分(当該薬剤として利用することを主要な用途としているものに限る。)の名称を表示すること。この場合において、同じ薬剤に係る成分が複数の種類あるときは、量の多いものから順に表示すること。
- (2) 化粧品歯磨き及び全成分表示歯磨きにあっては、成分の用途は、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律第61条第4号の規定により記載された成分の名称(全成分表示歯 磨きにあっては、化粧品に準じて表示した成分の名称)に併記して、 研磨剤、発泡剤、着色剤、香料その他の薬剤の名称を用いて表示す ること。ただし、水その他の用途を特定するのが困難な成分にあっ ては、成分の用途に係る表示を省略することができる。
- |(3) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。

1 表示は、※印を付した事項の見出しについては日本産業規格Z8305に規定する9ポイント以上、*印を付した事項の見出しについては日本産業規格Z8305に規定する6ポイント以上、その他については日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大

きさの文字及び数字とすること。

- 2 見出しは、簡潔な表現とすること。
- 3 ※印を付した事項の表示に用いる文字及び数字の種類は、ゴシック体とすること。
- 4 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的なものとすること。

別表第3 (第7条関係)

重	業	役 楘	滴正 /:	7 表	示] .	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
			なけれ			
1	火 目					
			ない。	公 安	な争	
			項			
保	険	生命	(1) 付	呆 険	契約	(1) 表示は、消費者から保険契約の申込みを受ける前に当該適
業	法	保険	の申	3 込	みの	正に表示しなければならない必要な事項を表示した書面(以
第	2	契約	撤回	可又	は解	下「契約のしおり」という。)を消費者に提示し、その内容を
条	第	に係	除(以下	「申	説明することにより行うこと。
3	項	る役	込み	ょの	撤回	(2) 表示を保険業法第2条第17項に規定する生命保険募集人
に	規	務	等 _] }	とい	(以下「募集人」という。) に行わせるときは、当該募集人に、
定	す		う。) に	関す	当該保険契約の契約手続についての当該募集人の権限の範囲
る	生		るか	てに	掲げ	を併せて説明させること。
命	保		る事	耳項		(3) 契約のしおりにおいて、表示しなければならない事項の記
険	会		ア	申	込み	載は、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさ
社			の	撤丨	回等	の文字又は数字を用いるものとし、その色は背景の色と対照
			を	行	うこ	的なものとすること。
			ح	が、	でき	(4) 消費者から保険契約の申込みを受ける際、当該保険契約に
			る	山田	(申	係る保険約款及び契約のしおりを消費者に交付し、かつ、第1
			込	. み (の撤	号の表示を行ったことを消費者に示すため、その旨を記載し
			□	等	を行	ト た書面を消費者に交付する等適切な措置をとること。
			う	٦	とが	 (5) 消費者に対し、保険業法第309条第2項前段の規定による提
			で	き	ない	│ │供を行ったときは、電子情報処理組織を使用する方法その他
			場	合	は、	│ │ の情報通信の技術を利用する方法により、前各号(第3号を除
			そ	の旨	章)	│ │ く。)の規定による措置を行うことができる。
			イ		込み	
			Ι ΄	,	_ /	

の撤回等 の方法 ウ 申込み の撤回等 を行うこ とができ る期間 (2) 告知義務 (保険契約 の締結に際 して保険契 約者又は被 保険者が被 保険者に関 する一定の 事実の申出 (以下この 項において 「告知」と いう。) を行 わなければ ならないこ とをいう。 以下同じ。) に関する次 に掲げる事 ア 告知に 係る書類 は、保険

契約者又 は被保険 者自身が 記入すべ き旨 イ 告知義 務の違反 に係る効 果 ウア又は イに掲げ るものの ほか、告 知義務に 関する事 項 (3) 保険会社 の責任開始 (4) 保険料払 込みの方法 (5) 保険料払 込みの猶予 期間及び保 険契約の失 効に関する 事項 (6) 保険契約 の復活に関

する事項

			((7)	仴	以除	会社			
				(T)	保	: 険	金支			
							青事			
				由						
			((8)	角	军約	返戻			
							険契			
							保険			
				契	糸	ーを	解約			
				l	7	اِ خ	昜 合			
				に	,	保	険会			
				社	゙゙゙ゕ゙	保	険契	:		
				約	者	・に	支払			
				う	金	: 額	をし			
				う	。)	に	関す			
				る	事	項				
信	販	クリ	V ((1)	信	訂販	会社	(1)	表	示は、消費者からクレジット契約の申込みを受ける前
会	社、	ジュ	ツ	等	0)	氏	名又	当	該ョ	表示しなければならない事項を表示した書面(以下「ク
中	小	トき	契	は	名	称	並ひ	ジジ	ツ	ト契約の内容を明らかにした書面」という。)を消費者
小	売	約し	C	に	住	所	及 ひ	提	示门	し、その内容を説明することにより行うこと。
商	寸	係る	3	電	話	番	号	(2)	ク	レジット契約の内容を明らかにした書面において、表
体	そ	役系	务 ((2)	ク	レ	ジッ	し	なり	ければならない事項の記載は、日本産業規格Z8305に規
0)	他			1	契	約	の対	す	る:	8 ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるもの
0)	消			象	と	な	る商	し	۲,	その色は背景の色と対照的なものとすること。
費	者			品	又	は	役務	(3)	多	面的契約関係及びその仕組みに関する事項については
に	信			に	関	す	る次	消	費る	者が理解しやすいように次の例のように図を用いて表
用	を			に	撂	ゖげ	る事	す	るこ	こと。
供	与			項	•			ア		多面的契約関係
す	る			ア			品の			
事	業				名	称	又は	(例)	

者(以 販 会 社等 | う。)

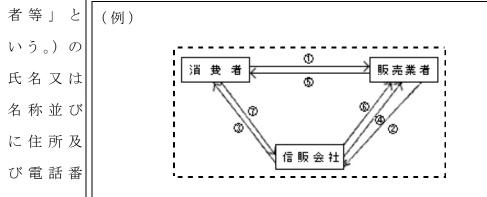
役務の内 売 買 契 約 販売業者 消 费 者 容 イ 商品の 販売業者 信販会社 又は役務 の提供業

者(以下) イ 仕組み

「販売業

引渡し又

価格



- ① 商品購入の申込み
- ウ 商品の ② 信用調査依頼
- 引渡時期||③ 信用調査
- 又は役務 ④ 承認通知
- の提供時間 商品引渡し
 - ⑥ 商品代金一括払
- エ 商品の ⑦ 商品代金に手数料を加算した額の分割払

は役務の(4) 欠陥等による支払拒否に関する事項については、消費者の 提供と同注意を引くように朱書きその他の方法により表示すること。

時にその(5) 欠陥等による支払拒否を行う場合の方法において、その理 代金の全 由となる商品又は役務の欠陥等の状況を説明した書面(以下 額を支払 この表において「説明書面」という。)を信販会社等に提出し う場合のなければならないとされている場合にあっては、説明書面の 用紙をクレジット契約の内容を明らかにした書面に添付する (3) 消費者が こと。ただし、クレジット契約の内容を明らかにした書面に、

(4) 消費者が と。 賦販売法施 行規則(昭 和36年通商 産業省令第 95号) 第13 条の2第2 項に規定す る方法の例 により算定 した実質年 率をいう。)

信販会社等 消費者の請求により説明書面の用紙を遅滞なく交付する旨及 に分割してびその請求先の表示がある場合は、この限りでない。

支払わなけ(6) クレジット契約の内容を明らかにした書面において、売買 ればならな
契約等に関する事項を表示する場合には、見出しをつける等 い金銭の総の方法により、クレジット契約に関する事項と混同が生じな 額並びにそいようにすること。

の支払の期(7) 消費者からクレジット契約の申込みを受ける際には、クレ 間及び回数 ジット契約の内容を明らかにした書面を消費者に交付するこ

信販会社等(8)消費者に対し、割賦販売法(昭和36年法律第159号)第4条 に支払わな の2第1項前段の規定による提供を行った場合は、電子情報 ければなら 処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する ない手数料 方法により、前各号(第2号を除く。)の規定による措置を行 の料率(割)うことができる。

(5) 消費者、 販売業者等 及び信販会 社等の間に 生ずる契約

関係(以下 「多面的契 約関係」と いう。) 並び にその仕組 みに関する 事項 (6) 商品又は 役務の欠陥 等を理由と する消費者 の信販会社 等に対する 金銭の支払 の拒否(以 下「欠陥等 による支払 拒否」とい う。) に関す る次に掲げ る事項 アケ陥等 による支 払拒否を 行うこと ができる 場合があ る旨並び にその理

由及び具

体例 (欠 陥等によ る支払拒 否を行う ことがで きない場 合は、そ の旨) イ 欠陥等 による支 払拒否を 行う場合 の方法 (7) 消費者と 販売業者等 との間の商 品の販売又 は役務の提 供に係る契 約(以下「売 買契約等」 という。) が 無効である 場合又はク レジット契 約成立後に 解除された 場合におけ る消費者の 信販会社等

					次に事項	
			ア		払の	
			曼	更否		
			イ	既	に支	
			扎	ムの	あっ	
			t	全金	銭の	
			边	豆 還	の有	
			無	Ħ.		
消	費衣装	支解	約	料	(消費	(1) 表示は、消費者から賃貸借契約の申込みを受ける前に当
者	にの負	重者	が	賃貸	借專	表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提
衣	装貸信	当約	を	解除	きした	し、又は当該表示しなければならない事項を店頭その他の
の	賃契約	り場	合	に、	消費	やすい箇所に表示することにより行うこと。
貸	をに住	系者	が	賃貸	業業	(2) 表示は、書面に表示する場合については日本産業規格Z83
す	るる名	足に	支	払う	金額	に規定する8ポイント以上、店頭その他の見やすい箇所に
事	業務	を	٧١	う。) に関	示する場合については日本産業規格Z8305に規定する42ポ
者		す	る	事項	Į.	ント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その
						は、背景の色と対照的なものとすること。
消	費音	(1)	損害	F 賠 償	(1) 表示は、消費者から賃貸借契約の申込みを受ける前に当
者	に楽	•	額	(賃	借し	表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提
音	楽映像	象	た゠	音楽	• 明	し、又は当該表示しなければならない事項を店頭その他の
又	は用え	٠	象丿	用メ	ディ	やすい箇所に表示することにより行うこと。
映	像デ	r ·	ア	を消	j 費 者	(2)表示は、書面に表示する場合については日本産業規格Z83
が	記アの		が着	紛 失	:し、	に規定する8ポイント以上、店頭その他の見やすい箇所に
録	さ賃賃	E .	又	は損	傷し	示する場合については日本産業規格Z8305に規定する42ポ
れ	て借り	₹ :	たす	昜 合	に、	ント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その
い	る約し		消	費者	が負	は、背景の色と対照的なものとすること。
辛 2	楽・係る	5	(4)	坐 老	に支	•

映 像役務	払う金額を	
用メ	いう。) に関	
ディ	する事項	
ア(以	(2) 延滞料	
下 単	(賃借した	
に「音	音楽・映像	
楽•映	用メディア	
像用	の返却が遅	
メデ	延した場合	
ィア」	に、消費者	
と い	が賃貸業者	
う。)	に支払う金	
の賃	額をいう。)	
貸を	に関する事	
する	項	
事業		
者		
/ *	・またわいて「	「カエンシュ 1 初 始 ェ 1 は 一 巡 典 本 必 昭 吉 光 本 は ふ と 幸 日 た 唯 1 1

備考 この表において「クレジット契約」とは、消費者が販売業者等から商品を購入し、 又は役務の提供を受ける場合において、販売業者等のあっせん又は代理により、信販 会社等が、消費者との間で、代金の立替払、代金債権の買取り、代金に充てるための 消費者への金銭の貸付けその他の方法により、消費者の販売業者等に対する代金債務 を消滅させ、後に消費者から分割して代金に相当する額又は貸し付けた金額等に手数 料を加えた額の金銭の支払を受けることを約する契約をいう。ただし、割賦販売法第 2条第2項に規定するローン提携販売に係る金銭消費貸借契約並びに同条第3項第1 号及び第3号に規定する割賦購入あっせんに係る契約に該当するものを除く。

別表第4(第8条関係)

事業者	適正に	表示	きし	表示の	方法	その	他表	表示に	際し	て事業	業者が	遵守	すべき	李事項	
	なけれ	ばな	; 5												
	ない必	要な	:事												
	項														

学習教(1)教材に関(1)表示は、消費者から役務付き学習教材に関する契約の申込み |材 と 役| する次に掲| を受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面 務(家庭 げる事項 を消費者に提示し、その内容を説明することにより行うこと。 教師のア 教材の(2)表示は、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大 |派遣、教| 名称又は| きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は、背景の色と 室の運内容 対照的なものとすること。 |営等を||イ 当該教|(3)教材の種類については、次に掲げる例に準じて表示すること いう。) 材の対象 を併せ たもの 年、科目及 デオテープ DVD (以下 び分野 「役務」ウ 当該教(4)生徒数に関する事項については、1クラス当たりの生徒の概 材の種類 数又は予定数を表示すること。 付き学 習教材」 及び数量 (5) 頻度及び回数は、役務を提供する頻度とその提供する合計回 い エ 販売事 数が明らかになるよう、次に掲げる例に準じて表示すること。 う。) を 業者の氏 提供す 名又は名 週〇回 年間合計〇〇回 る事業 称、住所及 び電話番|(6)消費者から役務付き学習教材に関する契約の申込みを受ける 際、当該契約の内容を明らかにした書面を消費者に交付する等 |(2) 役務に関| 適切な措置をとること。 する次に掲 げる事項 ア役務の 内容 イ 講義を 行う場合 にあって は、当該講 義を行う

場生の提頻回工提事氏名及番所徒役供度数役供業名称び号をるびをるのは所話で

別表第5 (第9条関係)

商品	基準量
食用油	10グラム又は100グラム
マーガリン類	10グラム又は100グラム
小麦粉	100グラム
砂 糖	100グラム
精肉	100グラム
はちみつ	10グラム又は100グラム
さけ	100グラム
まぐろ	100グラム
トマトケチャップ	10グラム又は100グラム
干ししいたけ	10グラム又は100グラム
ジャム	10グラム又は100グラム
緑茶	10グラム又は100グラム
紅茶	10グラム又は100グラム
インスタントコー	10グラム又は100グラム
ヒー	

ココア	10グラム又は100グラム
純カレー及び即席	10グラム又は100グラム
カレー(調理済みの	
ものを除く。)	
マカロニ	100グラム
スパゲッティ	100グラム
パン粉	100グラム
ハム	100グラム
ソーセージ	100グラム
ベーコン	100グラム
粉ミルク	100グラム
インスタントクリ	10グラム又は100グラム
ーミングパウダー	
ヨーグルト	100グラム
バター	10グラム又は100グラム
チーズ	10グラム又は100グラム
煮干し	10グラム又は100グラム
削り節	10グラム又は100グラム
干しわかめ	10グラム又は100グラム
食塩	10グラム又は100グラム
みそ	100グラム
ソース	10ミリリットル、100ミリリットル、10グラム又は100グラム
ドレッシング類	10ミリリットル又は100ミリリットル(サラダドレッシング及び半日
	形状ドレッシングにあっては、10グラム又は100グラム)
マヨネーズ	10グラム又は100グラム
	10グラム又は100グラム
トイレットペーパ	10メートル
紙おむつ	1 枚
シャンプー	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル、1005

	方センチメートル、10グラム又は100グラム
ヘアリンス	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル又は100
	立方センチメートル
歯みがき類	10グラム又は100グラム
衣料用の合成洗剤	10グラム又は100グラム
及び粉石けん	
食器等の洗浄に用	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル、100立
いられる台所用洗	方センチメートル、10グラム又は100グラム
剤	

別表第6 (第10条関係)

事業者	役 務
理容師法(昭和22年	(1) 総合調髪(カット(頭髪の刈込をいう。以下この表において同
法律第234号) 第1	じ。)、シェービング(顔そりをいう。以下同じ。)、シャンプー(洗
条第3項に規定す	髪をいう。以下同じ。)、セット (調髪の仕上げをいう。以下この表
る理容所の開設者	において同じ。)の各施術を組み合わせて行うことをいう。)
	(2) 子供調髪
	(3) シェービング
美容師法(昭和32年	(1) パーマネントウェーブ
法律第163号) 第2	(2) シャンプー
条第3項に規定す	(3) カット
る美容所の開設者	(4) セット又はブロー
	(5) ヘア・ダイ
	(6) ヘア・マニキュア
	(7) ヘア・トリートメント
クリーニング業法	次に掲げる物のクリーニング
第2条第2項に規	(1) 背広上下
定する営業者	(2) 背広上衣
	(3) ズボン類 (ズボン、スラックス、パンツその他これらに類する
	もののうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。)
	(4) コート類(トレンチコート、レインコートその他これらに類す

┃ るもののうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。)

- (5) ジャンパー・ジャケット類 (ジャンパー、ジャケット、ブレザーその他これらに類するものうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。)
- (6) ワンピース
- (7) 婦人上衣
- (8) スカート
- (9) 学生服上下
- (10) 学生服上衣
- (11) セーター
- (12) カーディガン
- (13) ドレスシャツ
- (14) ワイシャツ
- (15) ブラウス
- (16) ふとんカバー
- (17) シングルのシーツ
- (18) シングルの毛布
- (19) ウール着物
- (20) ネクタイ

別表第7 (第11条関係)

- (1) ミシン
- (2) パーソナルコ<u>ンピュータ</u>
- (3) 電話機(ファクシミリ機能を有するものを含む。)
- (4) 携帯電話端末の本体及びその充電器 (アダプターを含む。)
- (5) エアコンディショナー
- (6) テレビジョン受信機
- (7) ビデオテープレコーダー(磁気テープを用いた映像記録の再生装置をいう。)
- (8) ディスクプレーヤー又はディスクレコーダー (光ディスクその他のディスクの媒

体を用いた音声の録音若しくは再生又は映像の記録若しくは再生の装置をいう。)

(9) カメラー体型ビデオ(レンズと撮像素子を備え、撮像された動画像を磁気テープそ

の他の媒体に記録する装置をいう。)

- (10) テープレコーダー(実用最大出力5ワット以下ものに限り、テープデッキを除く。)
- (11) ステレオ (定格出力が70ワット以下のものに限る。)
- (12) 電気アイロン (定格電圧が100ボルトで定格消費電力が100ワット以上2キロワット以下のものに限る。)
- (13) 電気ストーブ (定格電圧が100ボルトで定格消費電力が2キロワット以下のものに限り、パネルヒーターを除く。)
- (14) 電気こたつ (定格電圧が100ボルトで定格消費電力が1キロワット以下のものに 限り、あんかを除く。)
- (15) 電気毛布又は電気敷布 (定格電圧が100ボルトのものに限る。)
- (16) 電気自動炊飯器 (ジャー式自動炊飯器を含み、最大炊飯容量が 4 リットル以下のものに限る。)
- (17) 電子ジャー(有効保温米容量が4リットル以下のものに限る。)
- (18) 電子レンジ
- (19) 電気トースター (オーブントースターを含み、定格電圧が100ボルトで定格消費電力が2キロワット以下のものに限る。)
- (20) 電気オーブン (定格電圧が100ボルトで定格消費電力が2キロワット以下のものに限る。)
- (21) 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫(冷凍室又は冷蔵室を備えているものに限る。)
- (22) 扇風機(羽根の直径が20センチメートル以上50センチメートル以下のものに限り、 天井扇風機を除く。)
- (23) 電気洗濯機 (乾燥機能付きのものを含む。)
- (24) 電気掃除機 (定格消費電力100ワット以上700ワット以下のものに限る。)
- (25) 時計 (腕時計、掛時計、置時計及び懐中時計に限る。)
- (26) 写真機 (使用フィルムが35ミリメートル以下のものに限る。)
- (27) デジタルスチルカメラ (レンズと撮像素子を備え、撮像された静止画像データをメモリーカードその他の媒体に記録する装置をいう。)
- (28) ガスストーブ (都市ガス消費量が1時間当たり18.61キロワット以下又は液化石 油ガス消費量が1時間当たり1.3キログラム以下のものに限る。)
- (29) 石油ストーブ(灯油消費量が1時間当たり0.6キログラム以下のものに限り、強制

別表 (第5条関係)

 $(1) \sim (39)$ 「略]

給排気式、ポット式ストーブ及び温風機を除く。)

- (30) ガスこんろ (都市ガス消費量が1時間当たり10.47キロワット以下又は液化石油 ガス消費量が1時間当たり0.7キログラム以下のものに限り、1口こんろを除く。)
- (31) ガスオーブン (都市ガス消費量が1時間当たり4.19キロワット以下又は液化石油 ガス消費量が1時間当たり0.3キログラム以下のものに限る。)
- (32) ガス自動炊飯器(最大炊飯容量が4リットル以下のものに限る。)
- (33) ガスグリル付きこんろ(都市ガス消費量が1時間当たり10.47キロワット以下又 は液化石油ガス消費量が1時間当たり0.7キログラム以下のものに限る。)
- (34) ガスレンジ (都市ガス消費量が1時間当たり11.63キロワット以下又は液化石油 ガス消費量が1時間当たり0.8キログラム以下のものに限る。)
- (35) ガス瞬間湯沸器 (都市ガス消費量が1時間当たり69.77キロワット以下又は液化 石油ガス消費量が1時間当たり5キログラム以下のものに限る。)

別表第8 (第11条関係)

- (1) 品名及び型名(型名のない商品にあっては、品名)
- (2) 商品の販売者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- (3) 商品の保証者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- (4) 無料保証期間の始期及び終期(保証の対象部分により無料保証期間が異なる場合 は、その対象ごとの始期及び終期)
- (5)無料保証の対象が当該商品のすべての部分か特定の部分かの区別
- (6)無料保証の態様の修理、取替え、払戻し等の区別(保証期間内に、消費者から例外 的にその費用を徴収する場合は、その条件及び内容)
- (7) 無料保証を受けるために一定の条件(保証書を提示すること、転居、贈答等の場合 において手続を要することその他の条件をいう。)を必要とする場合は、当該条件
- (8) 無料保証の適用除外となる場合
- (9) 保証書の発行により、購入者の法律上の権利が制限されることがないこと。
- (10) 修補部品の保有期間
- (11) 保証を求める場合の申出先(保証書以外に当該申出先を記載する場合は、その旨) 別表第9 (第14条関係)
- $(1) \sim (39)$ 「略]
- (40)消費者がクーリングオフ等の権利(条例<u>第21条</u>第1項第6号に規定するクーリン │ (40)消費者がクーリングオフ等の権利(条例<u>第23条</u>第1項第6号に規定するクーリン

グオフ等の権利をいう。以下同じ。)を行使する際に、これを拒否し、若しくは威迫 し、又は術策、甘言その他これらに類する言動その他の手段を用いて当該権利の行使 を妨げ、契約の成立又は存続を主張すること。

(41) 消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に、口頭によるクーリングオフの 意思表示に対し書面又は電磁的記録によるべきことを告げないで、又は口頭による行 使を認めたにもかかわらず、後に書面又は電磁的記録によらないことを理由として、 契約の成立又は存続を主張すること。

 $(42) \sim (49)$ [略]

グオフ等の権利をいう。以下同じ。)を行使する際に、これを拒否し、若しくは威迫 し、又は術策、甘言その他これらに類する言動その他の手段を用いて当該権利の行使 を妨げ、契約の成立又は存続を主張すること。

(41) 消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に、口頭による行使を認めたにも かかわらず、書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を主張すること。

 $(42) \sim (49)$ [略]

様式第1号から第3号までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によってしたものとみなす。